

風間浦村定住促進奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内に定住する意思をもって村外から転入した者のうち、住宅を取得した者又は賃貸住宅に居住した者に対するほか、居住していない住宅を転入する者に提供する者に対して、予算の範囲内で、風間浦村定住促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することにより、本村への移住を促進し、定住人口の安定・確保に資することを目的とし、その交付については、風間浦村補助金等の交付に関する規則(平成4年風間浦村規則第2号。以下「規則」という。)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物のうち、専用住宅又は併用住宅であるものをいう。
- (2) 賃貸住宅 賃貸借契約に基づき他者が居住の用に供するために貸し出すことを目的とした住宅をいう。
- (3) 専用住宅 専ら自己の居住の用に供するための住宅をいう。
- (4) 併用住宅 自己の居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している住宅をいう。
- (5) 取得 自己の居住の用に供するために、村内に住宅の新築又は購入し、所有権登記を行うことをいう。
- (6) 定住 5年以上居住する意思をもって村の住民基本台帳に記載され、かつ、その生活基盤が村内にあることをいう。
- (7) 村税等 住民税、固定資産税、保険税等をいう。

(奨励金の種類)

第3条 奨励金種類は次のとおりとする。

- (1) 住宅取得型 村外から転入し住宅を取得した者に対する支援
- (2) 移住促進型 村外から転入し賃貸住宅に居住した者に対する支援
- (3) 住宅提供型 村内の居住していない住宅(以下「空き家」という。)を村外から転入した者に売却又は貸付する者に対する支援

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者は、奨励金の種類毎に、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、この要綱の趣旨に反するものと村長が認める者を除く。

- (1) 住宅取得型

ア 平成31年4月1日以降に住宅を取得し、構成する世帯全員が定住のため

に村外から村内に転入していること。

イ 住宅を取得した日と村の住民基本台帳に記載された日との間に1年以上の期間がないこと。

ウ 世帯全員が、村の住民基本台帳に記載された日から起算して過去5年間以上村外の市区町村に住所を有していたこと。ただし、義務教育課程以下の世帯員はこの限りでない。

エ 対象住宅に対して課される固定資産税の納税義務者であり、かつ、その2分の1以上の所有権を登記事項証明書で確認できること(当該住宅の取得に係る登記上の所有権が複数の者の共有に属するときは、その代表者)。

オ 奨励金の交付申請時に定住していること。

カ 世帯全員に村税等の滞納がないこと。

キ 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けていないこと。

ク 暴力団員及び生活保護受給者でないこと。

ケ 村の住民基本台帳に記載されていない者で、既に村内に居住する者でないこと。

コ 風間浦村職員に採用される者でないこと。

(2) 移住促進型

ア 構成する世帯全員が定住のために村外から村内に転入し、賃貸住宅に居住すること。

イ 所属企業の業務命令に基づく転勤等による転入でないこと。

ウ 賃貸住宅に住所を移した日と、村の住民基本台帳に記載された日が同一であること。

エ 世帯全員が、村の住民基本台帳に記載された日から起算して過去5年間以上村外の市区町村に住所を有していたこと。ただし、義務教育課程以下の世帯員はこの限りでない。

オ 世帯員のいずれかが契約する賃貸住宅に居住すること。ただし、貸主が二親等以内の親族である賃貸住宅に居住する場合を除く。

カ 奨励金の交付申請時に定住していること。

キ 世帯全員に村税等の滞納がないこと。

ク 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けていないこと。

ケ 暴力団員及び生活保護受給者でないこと。

コ 村の住民基本台帳に記載されていない者で、既に村内に居住する者でないこと。

サ 風間浦村職員に採用される者でないこと。

(3) 住宅提供型

ア 村内の空き家を本村へ移住、定住するため転入する者に売却または5年以上貸付することができること。

- イ 奨励金の交付申請時に売買または貸付していること。
- ウ 世帯全員に村税等の滞納がないこと。
- エ 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けていないこと。
- オ 暴力団員及び生活保護受給者でないこと。
- カ 風間浦村職員に採用される者でないこと。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、30万円とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 贈与または相続による住宅取得の場合 20万円
- (2) 移住促進型の場合 20万円
- (3) 空き家を貸付する場合(貸付する空き家物件1件につき1回のみ) 20万円
- (4) 空き家の所有者と売買する者が二親等以内の親族である場合 20万円
- (5) 空き家の所有者と賃貸する者が三親等の親族である場合 10万円

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、風間浦村定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 世帯全員の住民票の謄本(続柄の記載されたもの)
- (3) 世帯全員の戸籍の附表の写し(定住のために村の住民基本台帳に記載された日から起算して過去5年間以上村外に住所を有していたことがわかるもの)
- (4) 土地・家屋の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)
- (5) 取得した家屋の平面図(間取りがわかるもの)
- (6) 賃貸住宅の契約書の写し
- (7) 空き家の売買または貸付の契約書の写し
- (8) 住宅、賃貸住宅または空き家の位置図
- (9) 直近2カ年、世帯全員に村税等の滞納がないことを証する書類(学生は、義務教育課程以下の世帯員を除き、在学を証する書類を添付すること)
- (10) 全号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 前項に基づく申請は、次の各号に掲げる日から1年以内に提出しなければならない。

- (1) 住宅取得型 村の住民基本台帳に記載された日または住宅を取得した日のうち、いずれか遅い日
- (2) 移住促進型 村の住民基本台帳に記載された日
- (3) 住宅提供型 売買または貸付の契約を締結した日

(交付の決定)

第7条 村長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査して交付の可否を

決定し、風間浦村定住促進奨励金交付決定通知書(様式第3号)、または風間浦村定住促進奨励金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者は、奨励金の交付を請求するときは、風間浦村定住促進奨励金交付請求書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

(交付の取消し等)

第9条 村長は、第7条の規定により交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨励金の交付決定を取り消し、風間浦村定住促進奨励金交付決定取消通知書(様式第6号)により当該交付決定を受けた者に通知するものとする。

- (1) 奨励金の交付申請に虚偽があったとき。
- (2) 住宅取得型の交付決定を受けた者が、当該奨励金事業により取得した住宅を奨励金の交付を受けてから5年以内に取り壊し、貸与、または売却したとき。
- (3) 奨励金の交付を受けてから5年以内に村外に転出したとき。ただし、転勤等による交付対象者の一時的な転出である場合を除く。
- (4) 奨励金の交付を受けてから5年以内に、当該世帯に村税等の滞納が生じたとき。ただし、相当の理由があると村長が認めた場合を除く。
- (5) 移住促進型の交付決定を受けた者が、1年以内に、賃貸住宅から転居した場合。ただし、相当の理由があると村長が認めた場合を除く。

(奨励金の返還)

第10条 村長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された者に対し、風間浦村定住促進奨励金返還請求書(様式第7号)により期限を定めて、交付された奨励金の全額に相当する額の返還を命じ、当該奨励金を返還させるものとする。

(実施期間)

第11条 奨励金交付事業の実施期間は、平成41年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。